

令和4年度

決算の公表

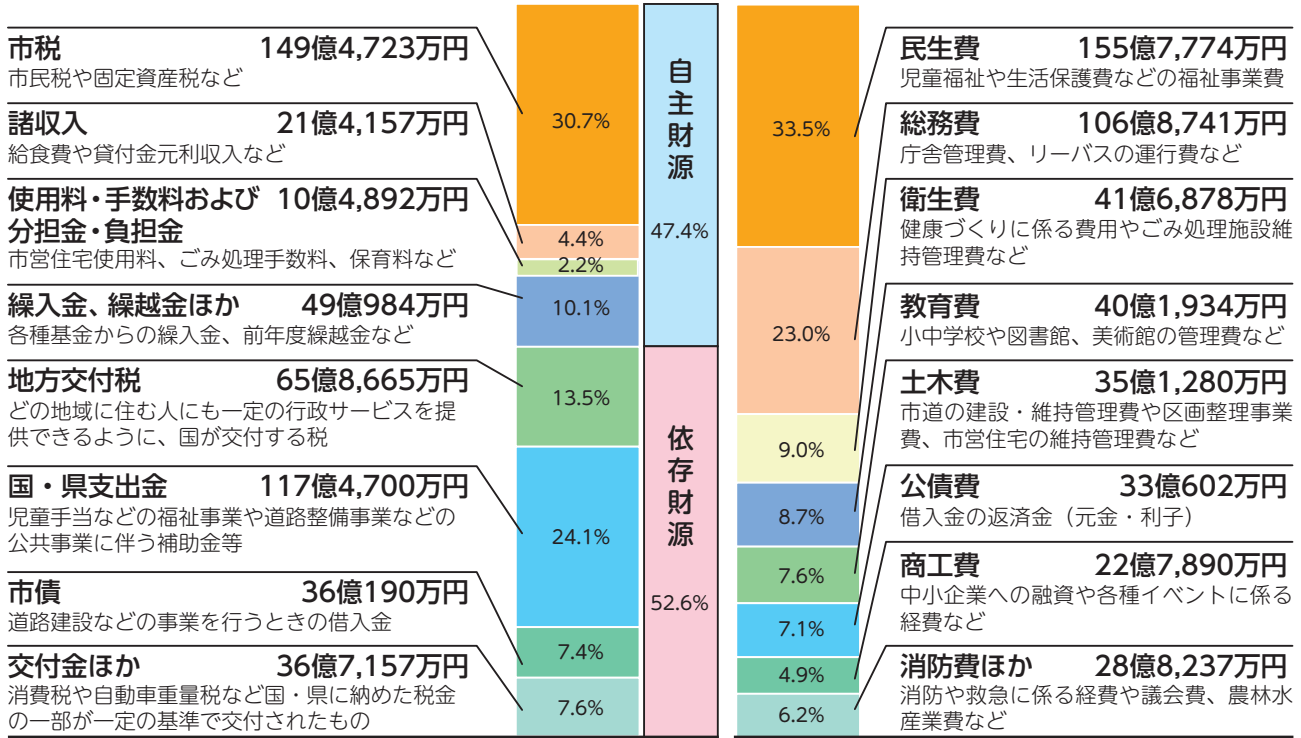
財政課財政係 ☎(63)2151

令和4年度の市の決算を公表します。市民の皆さんが納めた大切な税金や、国・県からの補助金などがいくら入ってきたのか、またどのように使われているのかをお知らせします。

令和4年度 一般会計の決算

歳入 合計486億5,468万円

歳出 合計464億3,336万円



市民1人当たりが負担した市税 **158,706円**

市民1人当たりに使われたお金 **493,017円**

決算規模

前年度と比較して歳入は3.2%の減で、歳出は2.5%の減となりました。新型コロナウイルス対策に係る子育て世帯臨時特別給付金の減額が主な理由です。令和5年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、12億4,451万円です。

歳入決算の特徴

市税収入は前年比4.5%増となりました。市税の増収等に伴って、地方交付税が減額となりました。また、新型コロナウイルス感染症関連における国庫支出金が大幅な減額になりました。歳入総額は前年度と比較すると約3.2%の減となりました。

歳出決算の特徴

新型コロナウイルス感染症対策に関する経費は減少しましたが、物価高騰対策に関する経費が増加しました。また、投資的経費は災害復旧事業費が大きく減少した一方、新庁舎建設や道路整備、ごみ処理施設整備などの実施により、引続き高い水準となりました。歳出総額は前年度と比較すると約2.5%の減となりました。



道路整備関連経費 9億8,132万円



新庁舎整備事業費 25億1,439万円



新型コロナ・物価高騰対策関連経費 22億3,564万円

主なお金の
使いみち

特別会計の決算

特定の歳入をもって、特定の事業を行うなど、一般会計から切り離し、特別の会計を設けて経理を行っています。

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	101億6,680万円	96億8,102万円
公設地方卸売市場事業費	1,463万円	1,255万円
介護保険	84億7,403万円	79億8,258万円
後期高齢者医療	12億2,621万円	12億 669万円
粕尾財産区管理会	35万円	20万円
清洲財産区管理会	145万円	88万円
合計	198億8,347万円 (前年比 -1.13%)	188億8,392万円 (前年比 -3.40%)

上下水道事業会計の決算

地方公営企業法の適用を受け、民間企業と同様の会計方式をとっています。

【水道事業会計】

給水人口	86,234人	
収益的収支 (維持管理費)	収入	16億7,853万円
	支出	13億7,392万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	9億8,131万円
	支出	17億4,937万円

【下水道事業会計】

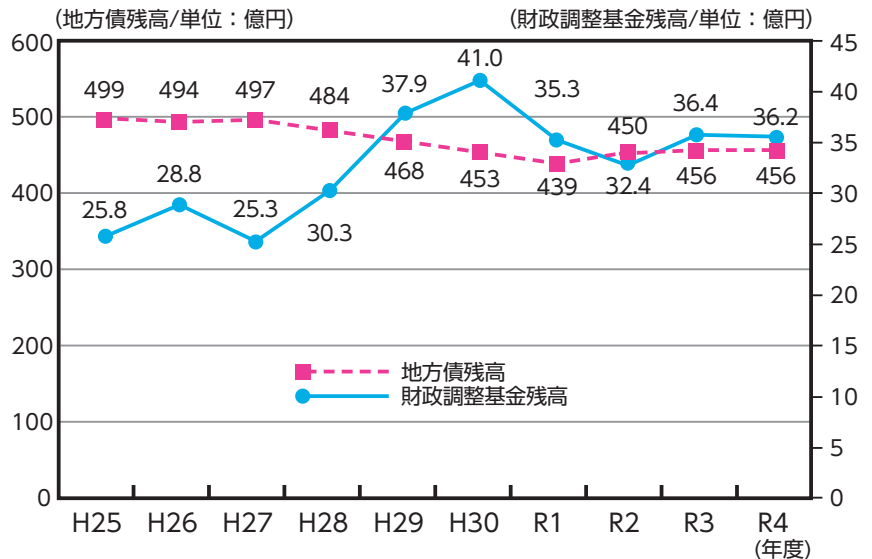
接続人口	61,161人	
収益的収支 (維持管理費)	収入	27億1,417万円
	支出	21億6,488万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	5億8,774万円
	支出	16億 79万円

市の借金と預貯金の残高の推移

右のグラフは、市の過去10年間の地方債（一般会計・公営企業会計を含めた借金）と財政調整基金（預貯金）の残高の推移です。

安定した市民サービスを行うため、市民負担の平準化を図りながら、市の借金を減らすよう努め、計画的に基金への積み立てを行っています。

※財政調整基金は、財源に不足が生じた場合に切り崩すものです。主に教育・福祉・災害復旧事業等に充当しています。



健全化判断比率・資金不足比率

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく、令和4年度決算における本市の健全化判断比率・資金不足比率については次のとおりです。前年度と比較すると実質公債費比率が減少しました。

(単位：%)

	①実質赤字比率 市の一般会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	②連結実質赤字比率 市の全ての会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	③実質公債費比率 借入金の1年間に返済する額が、収入に対して占める割合を判定するものです。	④将来負担比率 借入金の返済見込額など将来負担すべき実質的な負債がどの程度になるかを判定するものです。	⑤資金不足比率 公営企業(注1)ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを判定するものです。
鹿沼市の比率	黒字のため、該当しません。(－)		1.8 (1.9)	実質的な負債がないため、該当しません。(－)	黒字のため、該当しません。(－)
早期健全化基準 (注2) (⑤は経営健全化基準)	12.19 (12.15)	17.19 (17.15)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	20.0 (20.0)

※() は令和3年度決算における数値

(注1) 公営企業とは、本市の場合、水道事業・下水道事業・公設地方卸売市場事業です。

(注2) 各比率が早期健全化基準・経営健全化基準を上回ると、イエローカードと判定され、財政健全化計画を定め、早期健全化に向けた自主的な改善努力が必要となります。